

令和元年11月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和元年11月19日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和元年11月19日 火曜日
II	場 所	武里市民センター 2階 会議室1
III	開 会	15時00分
IV	閉 会	15時29分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
委員	水沼 章文
委員	川端 知里
委員	岡田 新司

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大山 祐二
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	田村 嘉則
学校教育部参事兼学校総務課担当課長兼市民文化会館長	白石 雅昭
学校教育部参事兼施設課長	宮野 和明
学務課長	小岩井 稔之
指導課教職員担当課長	佐山 宏樹
指導課担当課長兼教育相談センター所長	正籬 洋子

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 敦夫
社会教育部参事兼中央公民館長	須藤 俊英
社会教育課生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	根岸 昌史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	野口 美明
スポーツ推進課スポーツ施設担当課長	伊田 孝史
中央公民館事業担当課長	城田 徹

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	芦野 太朗
学校総務課 総務担当主任	伊藤 裕紀

Ⅷ 署名委員の指名
金森委員

Ⅸ 会議に附した議案

議案第 4 3 号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

議案第 4 4 号 春日部市立小・中学校普通教室等エアコン整備 P F I 事業契約の議決内容の一部変更について

議案第 4 5 号 緑中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の議決内容の一部変更について

議案第 4 6 号 指定管理者の指定について

議案第 4 7 号 令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について

報告第 4 7 号 春日部市立中学校課外部活動補助金交付要綱の制定について

報告第 4 8 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の制定について

報告第 4 9 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校電話機の利用による実費徴収要綱の制定について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから11月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第43号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてを議題としますが、議案第43号から議案第47号までについては12月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第43号について、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長（兼）学校総務課長

議案第43号、春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育長の期末手当の規定を改正したく提案するものでございます。

次に、条例の主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

第1条は、特別職の給与に関する条例を一部改正するもので、市長、副市長に関する期末手当の規定を改正するものでございます。

第2条は、教育長の給与等に関する条例を一部改正するものでございます。教育長の給与等に関する条例の第5条で、期末手当について規定しておりますが、第2項中、期末手当の支給率を、100分の222.5から100分の225に改めるものでございます。

第5条の2以降では、禁錮のルビを削るものです。これは、国の一般職の給与法が常用漢字であるため、ルビを削る改正をしておりますことから、今回の条例の一部改正にてルビを削ります。

3ページをご覧ください。

附則につきましては、第1項では、施行期日等について定めるもので、この条例は公布の日から施行すること。また、第2項では期末手当の支給率に関する規定は、令和元年6月1日から適用することを定めるものでございます。また、第3項では、期末手当の内払いについて定めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第43号 春日部市特別職の給与に関する条例及び春日部市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第43号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第44号 春日部市立小・中学校普通教室等エアコン整備PFI事業契約の議決内容の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

宮野課長、お願いします。

宮野学校教育部参事（兼）施設課長

議案第44号、春日部市立小・中学校普通教室等エアコン整備PFI事業契約の議決内容の一部変更について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書、5ページをご覧ください。

初めに提案理由でありますが、契約金額を変更する必要が生じたため、春日部市立

小・中学校普通教室等エアコン整備PFI事業の請負変更契約を締結したく、提案するものでございます。

変更の内容でございますが、契約金額22億307万269円を22億874万629円とし、567万360円増額するものでございます。

変更の理由でございますが、消費税法及び地方税法の改正に基づく、消費税及び地方消費税の率の引き上げに伴い、増額するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第44号 春日部市立小・中学校普通教室等エアコン整備PFI事業契約の議決内容の一部変更について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第44号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第45号 緑中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の議決内容の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

宮野課長、お願いします。

宮野学校教育部参事（兼）施設課長

議案第45号、緑中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の議決内容の一部変更について、提案理由及びその主な内容について説明申しあげます。

議案書、6ページをご覧ください。

初めに提案理由でございますが、契約金額を変更する必要が生じたため、緑中学校体育館外壁等耐震対策工事の請負変更契約を締結したく、提案するものでございます。

変更内容でございますが、契約金額1億8,900万円を1億9,250万円とし、350万円増額するものでございます。

変更の理由でございますが、消費税法及び地方税法の改正に基づく、消費税及び地方消費税の率の引き上げに伴い、増額するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第45号 緑中学校体育館外壁等耐震対策工事請負契約の議決内容の一部変更について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第45号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第46号 指定管理者の指定についてを議題とし、説明を求めます。

関根課長、お願いします。

関根社会教育部次長（兼）社会教育課長

議案第46号、指定管理者の指定について、提案理由及びその主な内容につきまして説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

提案理由でございますが、春日部市立中央図書館、春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館における現在の指定管理者の指定期間が令和2年3月31日で満了することに伴い、新たに指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者候補者の選定にあたりましては、指定管理者候補者選定委員会において、春日部市立図書館指定管理者募集要項に基づき応募申請のありました1団体について、図書館を管理運営していくにあたっての基本方針や管理執行体制、サービスを向上させるための方策、管理にあたっての費用などについて、事業計画の内容や事業提案を審査いたしました。この結果、株式会社図書館流通センターが指定管理者候補者として選定されたものでございます。この団体を指定管理者として指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であることから、12月市議会定例会に議案として上程することとなりますので、本教育委員会においても提案するものでございます。

次に、その内容でございますが、指定管理者に管理を行わせます公の施設の名称は、春日部市立中央図書館、春日部市立武里図書館及び春日部市立庄和図書館でございます。

指定管理者に指定する団体は、東京都文京区大塚三丁目1番1号、株式会社図書館流通センター、代表取締役、細川博史（ほそかわ ひろし）でございます。

指定する期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第46号 指定管理者の指定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第46号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第47号 令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算についてを議題とし、説明を求めます。

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部次長（兼）学校総務課長

議案第47号、令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。

議案書8ページをご覧ください。

提案理由でございますが、12月定例市議会に提案する令和元年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましては、別添の令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算書及び事業別概要書（第5号）に基づき、説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

第1表、歳出予算補正で総括表でございます。10款、教育費、補正前の額、57億6,114万8千円に、3,703万2千円を増額し、補正後の額を57億9,818万円とするものでございます。

次に、2ページ、第2表、繰越明許費でございます。表のとおり、文化財保護事業を追加するものでございます。

次に、3ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。表のとおり、市民文化会館吸収冷温水機保守点検業務委託をはじめ22件について、追加で設定するものでございます。

次に、歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。5ページをご覧ください。

最上段、教育総務職員人件費、658万9千円の減は、令和元年人事院勧告に伴う給与改定及び定期人事異動等により、給与を補正するものでございます。以下、職員人件費の増減につきましては、同様に給与を補正するものでございます。

次に、上から3段目、教育相談センター運営事業、58万1千円の増は、適応指導教室にLAN配線を整備するため、補正するものでございます。

次に、最下段、中学校施設維持・管理事業、399万7千円の増は、緑中学校体育館の消防設備の不具合を改善するため、補正するものでございます。

次に、6ページをご覧ください。

下から2段目、文化財保護事業、2,023万6千円の増は、旧宝珠花小学校の跡地を活用するため、設計委託料を補正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第47号 令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第47号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第47号 春日部市立中学校課外部活動補助金交付要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長（兼）学校総務課長

議案書9ページをご覧ください。

報告第47号、春日部市立中学校課外部活動補助金交付要綱の制定について、説明させていただきます。

この要綱は、本年度4月の義務教育学校設置に伴い、制定することとなったものでございます。

前要綱からの改定箇所は14か所でございます。

10ページをご覧ください。

1か所目は、要綱名でございます。春日部市中学校を春日部市立中学校に変更しました。

2か所目は、第1条でございます。春日部市立中学校のあとに、（春日部市立中学校及び義務教育学校（後期課程に限る。）をいう。）を追加しました。

3か所目は、第2条でございます。春日部市立中学校内を春日部市立中学校に変更しま

した。

4か所目は第5条、5か所目は第6条、11ページになりますが、6か所目は第8条でございます。いずれにおきましても、春日部市中学校を春日部市立中学校に変更しました。

7か所目は、第9条でございます。（補助金の額の確定）第9条、補助金の額の確定の通知は、春日部市立中学校課外部活動補助金確定通知書（様式第4号）によるものとするを追加しました。これに伴いまして、9条を10条、10条を11条、11条を12条に繰り下げました。

8か所目は、施行期日の1を教育長決裁のあった日からに変更しました。前要綱では平成30年4月1日となっております。

9か所目は、施行期日の2を春日部市中学校課外部活動補助金交付要綱（平成30年3月28日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。に変更しました。前要綱では平成30年4月1日となっております。

10か所目は、13ページの様式第1号、11か所目は、14ページの様式第2号、12か所目は、15ページの様式第3号でございます。いずれにおきましても、春日部市中学校を春日部市立中学校に変更しました。

13か所目は、16ページの様式第4号でございます。第9条を追加したことによりまして、新たに追加しました。

14か所目は、17ページの様式第5号でございます。様式第4号を追加したことによりまして、様式第5号としました。従前、春日部市を春日部市立中学校に変更しました。電話を電話番号に変更しました。春日部市中学校課外部活動補助金交付要綱第9条を春日部市立課外部活動補助金交付要綱第10条に変更しました。

要綱の変更については、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第48号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長（兼）学校総務課長

議案書18ページをご覧ください。

報告第48号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校防犯カメラ設置及び運用に関する要綱の制定について、説明させていただきます。

この要綱は、本年4月の義務教育学校設置に伴い、制定することとなったものでございます。

前要綱からの改定箇所は4カ所でございます。

19ページをご覧ください。

1か所目は、要綱名でございます。小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に変更しました。

2か所目は、第1条でございます。同じく、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に変更しました。

3か所目は、20ページの施行期日の1を教育長決裁のあった日からに変更しました。前要綱では平成22年10月1日となっております。

4か所目は、施行期日の2を春日部市立小・中学校防犯カメラ設置及び運用に関する要綱（平成22年10月1日制定）は、廃止するに変更しました。

報告事項は、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第49号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校電話機の利用による実費徴収要綱の制定についてを議題とし説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長（兼）学校総務課長

議案書21ページをご覧ください。

報告第49号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校電話機の利用による実費徴収要綱の制定について、説明させていただきます。

この要綱は、本年度4月の義務教育学校設置に伴い、制定することとなったものでございます。

前要綱からの改定箇所は4カ所でございます。

22ページをご覧ください。

1か所目は、要綱名でございます。小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に変更しました。

2か所目は、第1条でございます。同じく、小・中学校を小学校、中学校及び義務教育学校に変更しました。

3か所目は、施行期日の1を教育長決裁のあった日からに変更しました。前要綱につきましては、平成27年4月1日となっております。

4か所目は、23ページの施行期日の2を春日部市立小・中学校電話機の利用による実費徴収要綱（平成27年3月31日制定）は、廃止するに変更しました。

報告事項は、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

義務教育学校の設置に関する要綱の廃止、制定が多々ございますが、義務教育学校の設置から半年以上が経過しましたが、各課で所管している要綱においては、今後も廃止、制定しなくてはならないものはありますか。

篠原学校教育部長（兼）学校総務課長

まだ数件はあろうかと思えます。

鎌田教育長

義務教育学校設置から半年が経過しておりますので、速やかな対応をお願いします。

篠原学校教育部長（兼）学校総務課長

要綱の廃止、制定につきましては、関係する部署との調整が済みしだい、順次、速やかに行ってまいります。

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大山学校教育部長

12月定例会につきましては、12月20日、金曜日、午後2時から、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

以上です。

鎌田教育長

以上で、11月定例教育委員会を閉会いたします。